

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業 事業契約書(案) 新旧対照表

令和7年4月11日付けで公表した事業契約書(案)について以下の点を修正した。

No.	頁	項番	修正前	修正後
1	3	8条 1項	<p>(契約の保証) 第8条 受注者は、この契約の締結と同時に、設計・施工等の履行を保証するため、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、<u>第2号</u>の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付 (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p>	<p>(契約の保証) 第8条 受注者は、この契約の締結と同時に、設計・施工等の履行を保証するため、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、<u>第4号</u>の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) <u>この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証</u> (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p>
2	3	8条 2項	2 受注者は、維持管理業務の開始日までに、維持管理業務の履行を保証するため、前項各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、前項 <u>第2号</u> の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。	2 受注者は、維持管理業務の開始日までに、維持管理業務の履行を保証するため、前項各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、前項 <u>第4号</u> の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
3	3	8条 3項	3 第1項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、サービス対価総額の10分の1以上とし、第2項の保証に係る保証の額は、維持管理のサービス対価総額の10分の1以上としなければならない。	3 第1項の保証に係る契約保証金の額、 保証金額 又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、サービス対価総額の10分の1以上とし、第2項の保証に係る保証の額は、維持管理のサービス対価総額の10分の1以上としなければならない。
4	4	8条 4項	4 第1項の規定により受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、 <u>第1項の契約保証金の納付を免除し、第2項の規定により受注者が第1項第2号に掲げる保証を付したときは、第2項の契約保証金の納付を免除する。</u>	4 第1項の規定により受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、 <u>当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、第1項の契約保証金の納付を免除する。</u>

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業 事業契約書(案) 新旧対照表

令和7年4月11日付けで公表した事業契約書(案)について以下の点を修正した。

No.	頁	項番			修正前	修正後
5	4	8条	4項	(新規追加)		
6	4	8条	5項	<p>5 第1項の保証に関して設計・施工等のサービス対価総額の変更があった場合には、保証の額が変更後の設計・施工等のサービス対価総額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p>		
7	4	8条	6項	<p>6 第2項の保証に関して維持管理のサービス対価総額の変更があった場合には、保証の額が変更後の維持管理のサービス対価総額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p>		
8	4	8条	7項	<p>7 第1項又は第2項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。</p>		
9	4	8条	8項	<p>8 発注者は、設計・施工等が完了したときは、第1項に基づき納付された契約保証金を受注者に還付し、維持管理業務が完了したときは、第2項に基づき納付された契約保証金を受注者に還付するものとする。</p>		
10	4	8条	9項	<p>9 前項の規定により還付する契約保証金には、利息を付さない。</p>		
				<p>10 前項の規定により還付する契約保証金には、利息を付さない。</p>		

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業 事業契約書(案) 新旧対照表

令和7年4月11日付けで公表した事業契約書(案)について以下の点を修正した。

No.	頁	項番			修正前			修正後
11	38	別紙 3	2	(2)	③			設計・施工等のサービス対価(公租公課を除く。)については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、 <u>令和6年7月</u> の「建築費指數統計表 建築費指數(2015年基準)都市別指數(9都市) 大阪 建物種類:学校(RC) 設備(一般財団法人建設物価調査会)」(以降、建築費指數といふ。)を用い、各業務着工時期の同指數と比較して1.5%以上の差が生じた場合、生じた差分に応じて設計・施工等のサービス対価の改定を行う。